

2018年1月31日

第53号

全労連

全労連
憲法・平和グループ

憲法 平和闘争ニュース

全教女性部「70集マル憲法Cafe」 集まって憲法を読み合うことからスタート！

DVD「9条改憲って何？」をみて話し合いました

【島根県教組】1月13日、寒波と大雪で8名の参加でしたが、憲法カフェを実施。DVDを観て資料「檻の中のライオン」を読み合わせた後、感想をだしあいました。「学校で政治の話はタブーなのか、自己規制なのか、職員室ですら話し合うこともない現状だが、目をつぶってはいないか。DVDをみんながみたら勉強になるのでは…」「憲法を学ぶ機会が多くなったということは、それだけ憲法が危ういということであると改めて思った。憲法カフェをまたやるとよいと思った」「自衛隊が子どもたちに入り込んでいるという話がたくさん出てきてびっくり！加憲がなぜ危険かDVDが疑問に答えてくれて、よいDVDだった」など。また、離島の隠岐からも参加があつて感激！隠岐汽船の建物の2階に自衛隊の地方本部があり、子どもたちが勉強を教えてもらったり、お菓子やジュースもあつて親しんでいることがわかり、衝撃でした。

「ミサイル飛んでくるんか？」と6年生が…

【和歌山県教組】1月13日、「憲法9条はなさないピラ」（全教作成）を女性部委員会で読みあうと、ある生徒に「安倍さん嫌い。先生どう思う？」と聞かれ、「憲法9条を変えようとしているから嫌やなあ」と話したが、9条改憲の差し迫った状況は知らなかった。6年生が「ミサイル飛んでくるんか？」と聞いてきたので、「戦争ってあかんよな」と話した。担任の教師が意識を高く持って、9条を語っていかねばならないと思ったなど身近な経験がたくさん語られました。

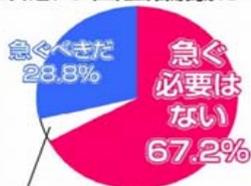


音楽も楽しみながら憲法も(全教千葉)

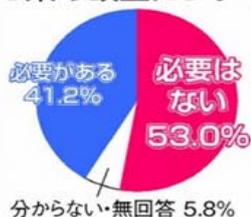
日本世論調査会の調査から首相の違憲発言を考える！

憲法9条への自衛隊明記は海外での武力行使を無制限にしてしまいます

改憲の国会論議は…



9条の改正について



ともに日本世論調査会調査
2017年12月9～10日

安倍首相が年内の発議に執念を燃やす憲法9条への自衛隊の明記は、戦力を持たないことをうたった9条2項を空文化させ、海外での武力行使が無制限にできることになります。

日本世論調査会の調査(左グラフ)で、9条改正は「必要はない」が53.0%のように、国民の多くが改憲を望んでいないのに、首相であっても自分の都合で勝手に期限を区切って改憲を押し付けることは、憲法違反です。安倍首相は、このことを国会で指摘されても「2020年」と自ら期限を示したことについては答えないで、「ご指摘は当たらない」と言うだけです。安倍首相は、憲法を理解していません。

安倍政権が進める長距離巡航ミサイルなども、今まで政府が憲法の趣旨から持てないとしてきた「他国に攻撃的な脅威」を与える兵器です。自衛隊の装備でも憲法の解釈をなし崩し的に変更することは、憲法違反です。全国から声を大きく上げましょう。

憲法を守るべき総理大臣が改憲に暴走するなんて…憲法違反です！

3000 万署名で対話が広がっています。学習と署名を力にし、安倍首相の勝手な改憲スケジュール(改憲派が国会の衆議院と参議院で3分の2を占めている間に国民投票をやってしまう、そのために、2018年の通常国会、つまり今年の6月までに「改憲法の発議」をおこなう)は、主権者国民が許さない状況をつくりだしましょう。

[憲法について Q&A]

(学習の友「憲法まちかど対話」シリーズより)

Q:憲法の改正を規定している憲法 96 条って？

A:「憲法の改正は、両議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が発議し、国民に提案し承認を得なければならない」とあります。

さらに、「この承認には、…国民投票において、その過半数の賛成を必要とする」とあります。

Q:憲法はほかの法律とは違う？

A:そうです。ほかの法律とは違って、国家権力を縛ることが目的です。主権者国民の基本的な人権を奪うおそれがあるなど、国家の暴走、今でいえば安倍政権の暴走にブレーキをかけるために憲法があります。

Q:憲法を守る義務があるのは…

A:それは、天皇や大臣、国会議員、公務員(憲法第99条)で、これが立憲主義です。安倍首相が「まず、96条を変えよう」なんて言ったとき(2013年)、世論の大反対にあったのは、当然のことです。

Q:総理大臣は憲法を守らないといけないのね！

A:そうです。だから、いま安倍首相が改憲に暴走すること自体、憲法違反です！みんなが思っていることを声にしたり、署名で私たちの意思をしめすことで安倍政権を追い詰めていきたいわね。子どもや孫たちのために、絶対戦争する国にはさせたくない！

Q:国民投票法って、どういうもの？

A:最低投票数の規定がないので、低い投票率でも過半数で改憲できてしまう。公務員や教育者の運動については「地位利用の禁止」の名目で制限しようとしている。テレビ・ラジオの商業広告は投票日の2週間前までやりたい放題、たとえば人気アイドルを使って「新しい時代に新しい憲法」なんてイメージ戦略もやれるのよ！



9条改憲 NO! 平和といのちと人権を! 5.3憲法集会2018

日時：5月3日(木) 午前11時～

場所：有明防災公園(東京臨海広域防災公園)

主催：5・3憲法集会実行委員会

共催：戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会

安倍9条改憲NO!全国市民アクション